

この要綱は「ふっこう割事業事務局」の公募型プロポーザルに実施に当たり、企画提案書を作成するための参考として提示するものである。

提案者は、この実施要綱に規定されている事項について、ふっこう割の効果的かつ効率的な事業の実施のために必要な事項を提案できる。

また、宿泊事業者や旅行者等の関係者との協議等により変更する可能性がある。

令和元年長野県ふっこう割事業 実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、国が交付する「令和元年台風15号及び第19号観光支援事業費補助金」を活用し、日本人旅行者はもとより外国人旅行者も対象とした旅行商品代金・宿泊料金の割引による低廉化支援を行うことで、長野県への旅行需要を早期に回復及び喚起することを目的として、令和元年長野県ふっこう割事業（以下「ふっこう割事業」という。）を実施するために、令和元年台風第15号及び第19号観光支援事業費補助金交付要綱（令和元年11月8日付け観参第741号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事務取扱者）

第2条 長野県から支援事業を委託された「長野県ふっこう割事業事務局」（以下「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

（事業内容）

第3条 支援事業の内容は、旅行商品代金・宿泊料金の低廉化事業とする。

2 長野県内における1泊以上の旅行商品又は宿泊を対象に、旅行商品代金又は宿泊料金を割り引いて販売した場合、支援金を交付する。

（対象者）

第4条 支援事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、国内に銀行口座を有する者とする。

- (1) 旅行業法第3条に規定する登録を受けた事業者（以下、「旅行会社」という。）
- (2) 日本国内に法人格を有するOTA(Online Travel Agent)であり、日本国内における販売及び長野県への送客において相応の実績を持つと認められる者
- (3) 宿泊事業者（旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設は除く。）
- (4) 観光協会、旅館組合等（地域の宿泊事業者の支援金の交付申請及び支払事務を集約化する場合に限る。）

（支援金交付対象経費）

第5条 交付対象経費は、長野県内に1泊以上する旅行商品代金又は長野県内における宿泊料金が割り引かれるものであること。

ただし、日本人の1室1名利用及び法人カードによる決済は交付対象外とする。

（支援額）

第6条 支援金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 宿泊・旅行代金が1人泊当たり10,000円以上の場合1人泊当たり5,000円
- (2) 宿泊・旅行代金が1人泊当たり6,000円以上10,000円未満の場合1人泊当たり3,000円

2 一人1回の旅行当たりの上限額は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日本人旅行者の場合15,000円
- (2) 外国人旅行者の場合50,000円

(支援金の配分)

第7条 支援金の額のうち、少なくとも2割は外国人旅行者向けの支援に充当することとする。

(交付対象期間)

第8条 交付対象となる長野県内での宿泊の期間は、令和元年12月13日から令和2年3月14日までとし、令和元年12月28日から令和2年1月5日までの期間を除くものとする。

交付対象期間は、提案に基づき協議する。ただし、開始日は令和元年12月中旬のできる限り早い日、終了日は令和2年3月31日までに清算業務を完了可能なできる限り遅い日とする。なお、年末年始は対象外とする。

(地域の実情に応じた創意工夫)

第9条 本県の実情に応じて、旅行需要の喚起効果の最大限の発揮と不正防止のため、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) ビジネス利用の制限を徹底すること
- (2) 県内への経済波及効果を大きくするため、宿泊単体ではなく、リフト券や買物券等をセットにした宿泊プラン造成がされるよう支援事業の対象者へ積極的に働きかけること。

(交付申請の時期等)

第10条 旅行会社及びOTAが手配を行った宿泊について、宿泊日の翌日から起算して、14日以内に販売実績報告書と合わせて申請書兼請求書を郵送又は持参により事務局へ提出しなければならない。

2 旅行会社が支援事業の支援金を活用して販売する予め割引された企画旅行については、最終宿泊日の翌日から起算して14日以内に販売実績報告書と合わせて申請書兼請求書を郵送又は持参により事務局へ提出しなければならない。

(支援金の支払い)

第11条 事務局は、前条による交付申請があった場合、申請内容を確認の上、申請書を受理した日から30日以内に交付申請者に支援金を支払うものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めのない事項が発生した場合、県と事務局で協議の上、決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和元年12月 日から施行する。